別表六（二十五）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の12の２第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除超過取戻税額等の加算額 ⑿」の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等（租税特別措置法第42条の12の５第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者等をいう。第５号において同じ。）に該当しない場合には、「＋（別表六（十四）付表「19」＋「24」）」を消すこと。
（別表六（十）付表「30」＋「35」）＋（別表六（十四）付表「19」＋「24」）

3　「通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額に係る加算額 ⒀」の欄は、租税特別措置法第42条の14第１項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（震災特例法第17条の４の２第１項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用を受ける場合に租税特別措置法第42条の14第１項の規定により法人税の額に加算される金額を記載すること。

4　租税特別措置法第62条第１項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によること。

(1)　「加算課税額 ⒂」の欄の記載に当たつては、別表一「10」の外書の金額又は別表一の三「６」の外書の金額若しくは同表「29」の外書の金額を同欄の上段に外書として記載すること。
⑿＋⒀＋⒁

(2)　「仮計 ⑾＋⑮－(⑯又は⑰)（マイナスの場合は０）」⑱　及び　「住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 ⑱＋⑲－⑳（⑳＞(⑱＋⑲－⑮)の場合は⑮）」㉑　の各欄の記載に当たつては、上記(1)で外書きした金額を「⑮」に含めて計算すること。

5　「仮計 ⑾＋⑮－(⑯又は⑰)（マイナスの場合は０）」⑱　の欄は、その適用を受ける法人が中小企業者等である場合には「⑯又は」を消し、その他の場合には「又は⑰」を消すこと。

6　「加算対象通算対象欠損調整額等 ⑲」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の２第１項第１号及び第２号（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載すること。

7　「控除対象通算適用前欠損調整額等 ⑳」の欄は、租税特別措置法施行令第27条の12の２第１項第３号から第８号まで（同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第27条の12の２第１項各号（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）（同条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載すること。

8　「住民税額控除額 ㉑×$\frac{1.4}{100}$ ㉒」の欄は、その適用を受ける法人が法第141条第２号（課税標準）に掲げる外国法人である場合には、「０」と記載すること。